

感染防止対策における対応ガイドライン

参考：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

会員本人、または同居されるご家族が体調不良の場合は大事を取ってお休みしましょう

「うつさない」「もらわない」

【1】本人（会員）が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱》

- * 医療機関を受診していない→**10日以上**の参加自粛：次ページ⑤参照（※緩和基準あり）
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断（※）→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * PCR検査を行ない陽性だった→**10日以上**の参加自粛：次ページ⑤参照

《微熱(37.5℃未満)・比較的軽い風邪の症状等》

- * 比較的症状が軽く、医療機関を受診していない→**3日以上**の参加自粛：次ページ②参照
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断（※）→**3日以上**の参加自粛：次ページ②参照
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * PCR検査を行ない陽性だった→**10日以上**の参加自粛：次ページ⑤参照

【2】同居するご家族が体調不良の場合

《37.5℃以上の発熱》

- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断（※）→**最大3日間**の参加自粛：次ページ①参照
- * 医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * PCR検査を行ない陽性だった→**10日以上**の参加自粛：次ページ⑤参照

《微熱(37.5℃未満)・比較的軽い風邪の症状等》

- * 比較的症状が軽く、医療機関を受診していない→**3日以上**の参加自粛
- * 症状が4日以上継続したが医療機関を受診していない→**7日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断（※）→**3日以上**の参加自粛
- * 医療機関で新型コロナウイルス以外の疾病と診断→**医師の指示に準ずる**
- * PCR検査を行ない陰性だった→**7日以上**の参加自粛：次ページ④参照
- * PCR検査を行ない陽性だった→**10日以上**の参加自粛：次ページ⑤参照

※「医療機関で新型コロナウイルスの可能性は低いと診断」・・・医師から(検査は行っていないが、恐らく)コロナではないだろうという診断を受けた場合を指します。(季節性の風邪など)

①【最大3日間の参加自粛】

* 体調不良者(同居家族)が3日目の時点で未回復

* 体調不良者(同居家族)が症状消失した翌日から復帰可

→本人の体調に問題なければ4日目から復帰可

1日	2日	3日
発症	症状消失	復帰

1日	2日	3日	4日
発症		未回復	復帰可

※ 医療機関で新型コロナウイルスではない(可能性は低い)と診断を受けていること、会員本人の体調を要観察の上、問題がないことが前提

②【3日以上参加自粛】

* 薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日目まで自粛、4日目以降復帰可

1日	2日	3日	4日	5日
発症	症状消失			復帰



③【医師の指示に準ずる】

* 医療機関を受診した上で新型コロナウイルス以外の疾病と診断された場合は医師の指示に準じて対応

④【7日以上参加自粛】

* 発症日を1日目と数えて7日目まで自粛、8日目以降復帰可

* 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日以上経過していること

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症		症状消失					復帰



⑤【10日以上参加自粛】

* 発症日を1日目と数えて10日目まで自粛、11日目以降復帰可

* 尚且つ、薬を服用していない状態で解熱及び症状消失した初日を1日目と数えて3日以上経過していること

※ **新型コロナウイルス陽性の場合、保健所や医療機関の指示に準じて復帰となります。**

1日	2日	3日	4日	5日	6日	...	10日	11日
発症		症状消失				...		復帰



【緩和基準】

37.5℃以上の発熱があり医療機関を受診していない場合、当クラブガイドラインでは「10日以上参加自粛」の対応が原則です。但し、学校への登校状況を伺うと、基本的には熱が下がったら登校しているケースが多いようです。それと比較すると当クラブの基準はかなり高めに設定されていると言えます。医学的なことに関して我々は専門外ですので、すべて正しい見解や判断ができる訳ではありません。しかし、37.5℃以上の発熱があったとしても、以下に提示する要件に当てはまる場合には「10日以上参加自粛」ではなく「7日以上参加自粛」が妥当であろうという判断のもと緩和基準を設けました。以下、ご確認のほど宜しくお願い申し上げます。

会員本人【**37.5℃以上の発熱**】があり【**医療機関を受診していない**】場合

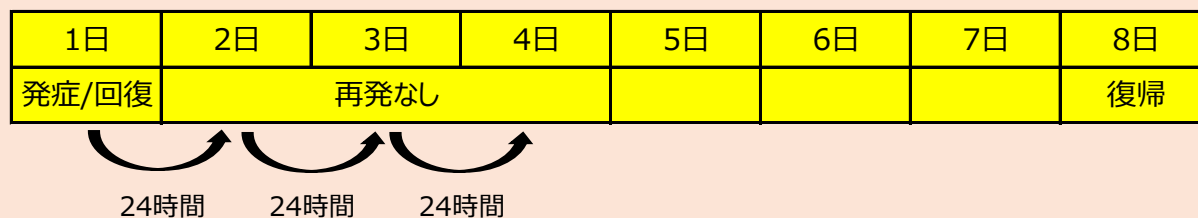
《原則的な基準》「10日以上参加自粛」

《緩和基準》以下の要件に当てはまる場合「7日以上参加自粛」に緩和

* 緩和要件

- 1 発熱した当日中に平熱に戻った
- 2 発熱した当日中に平熱に戻った上で、以降3日以上再発していない
- 3 発熱以外の風邪の症状等は発症していない
- 4 同居家族に体調不良者がいない(または体調不良だった場合でもすでに復帰基準を満たしている)
- 5 同居家族に、陽性者との濃厚接触者にあたる方がいない

※ 当然ながら、復帰する時点で発熱や体調不良がないこと



上記要件に当てはまる場合、

「7日以上参加自粛」で復帰可能